福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第3条 第4項の規定に基づき、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(組織及び委員)

- 第2条 運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 宗像地域, 糟屋地域, 筑紫地域, 糸島地域の各地域における企画担当課長及び 水道担当課長の代表者
 - (2) 福岡地区水道企業団総務課長
 - (3) 福岡市水道局流域連携課長
 - (4) 福岡都市圏総合水対策研究会会長
 - (5) 福岡都市圏広域行政推進協議会事務局次長
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 運営委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、福岡都市圏広域行政事業組合において行う。 (規定外の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福岡都 市 圏広域行政事業組合管理者が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月 9日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。